

政令第二百六号

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日は、令和七年七月一日とする。

理 由

災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行期日を定める必要があるからである。